

関市議会基本条例（案）

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の役割並びに活動の原則（第3条―第6条）

第3章 議会と市民との関係（第7条―第11条）

第4章 議会と市長等との関係（第12条―第15条）

第5章 議会の運営（第16条・第17条）

第6章 議会の機能強化（第18条―第22条）

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第23条―第26条）

第8章 最高規範性及び見直し手続（第27条・第28条）

第9章 雑則（第29条）

附則

市民が市長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、市民の代表として選ばれている議員は、市政を担う役割及び責任を果たすことが求められている。

議会は、議事機関として執行機関と独立かつ対等の立場でお互いを尊重し、抑制と均衡を保ちながら監視機能及び政策立案機能の充実を図るとともに、市民に開かれた議会及び市民参加を推進する議会を目指し、不断の努力を重ねなければならない。

さらに、刻々と変化する社会情勢の中において、市民の負託に応え、揺るぎない信頼を確保し、より一層市民に寄り添った積極的な議会活動を展開していくため、議会及び議員の最高規範となる本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念を明らかにし、並びに議会及び議員の責務、役割、活動原則等の基本事項を定めることにより議会がその機能を高めるとともに市民の負託に応え、もって本市の発展及び市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、二元代表制の一翼を担う議事機関として、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）に対する監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う。この場合において、市民の多様な意見を市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、地方自治の確立に全力で取り組むものとする。

第2章 議会及び議員の役割並びに活動の原則

（議会の役割及び活動原則）

第3条 議会は、前条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- （1） 市民の立場に立ち、市政の監視及び評価をすること。
- （2） 市民の多様な意見を的確に把握し、議会として政策形成に努めること。
- （3） 公正及び透明性を確保し、市民に開かれた分かりやすい議会運営を行うこと。
- （4） 専門的知見の活用並びに政策提言に必要な研修及び視察の実施により、議会の機能強化に努めること。

（議員の責務及び活動原則）

第4条 議員は、市民の負託を受けた市民の代表であることを自覚し、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- （1） 市民の多様な意見を把握し、公正かつ誠実に職務を執行すること。
- （2） 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の議論を尽くすこと。
- （3） 議会活動、市政の課題等について市民に分かりやすく説明すること。
- （4） 議会を構成する者として、不断の研さんにより、自らの資質の向上に努めること。

（会派）

第5条 議員は、議会の活動を行うため会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策提言及び政策決定のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努める。

（議会の議決事件）

第6条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、必要な事項を議決事件として追加することができる。

- 2 議会は、前項の規定により議決事件を追加する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならない。

第3章 議会と市民との関係

(市民への説明責任)

第7条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、市民に対して積極的にその有する情報を発信し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たすものとする。

- 2 議会は、本会議における議案等に対する議員の賛否を公表するものとする。
(会議等の公開)

第8条 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の会議（以下「会議」という。）並びにそれぞれの会議録を原則として公開するものとする。

- 2 議会は、市民が議会の会議を傍聴しやすい環境の充実に努めるものとする。
(市民参加)

第9条 議会は、市民参加の多様な機会を設けるとともに、市民との協働を推進する。

- 2 議会は、公聴会制度並びに参考人及び専門的知見を有する者を活用し、専門的又は政策的識見を議論に反映させるよう努めるものとする。

- 3 議会は、請願及び陳情を市民等の提言と位置付けるとともに、請願の審査においては、その趣旨を十分に理解するために、請願者の求めに応じて、説明及び意見陳述の機会を設けることができるものとする。

(広報及び広聴の充実)

第10条 議会は、議会だよりの発行等、多様な広報媒体を活用し、議会の活動に関する情報を発信し、全ての市民が議会についての関心を深めるよう、広報及び広聴に努めるものとする。

(次世代への取組)

第11条 議会は、次世代の市政への参加を促進する機会づくりに努めるものとする。

第4章 議会と市長等との関係

(市長等との関係)

第 12 条 議会は、二元代表制における市長との立場及び権能の違いを踏まえ、市長等と常に緊張ある関係を構築し、本市の事務執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言及び政策決定を通じて、市政の発展に取り組むものとする。

(質問方式)

第 13 条 本会議における一般質問は一問一答の方式により、代表質問は一括質問一括答弁の方式により行うものとし、論点及び争点を明確にして行うものとする。

2 市長等は、議長又は委員会の委員長の許可を得て、本会議及び委員会における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するための発言をすることができるものとする。

3 市長等は、議長又は委員会の委員長の許可を得て、本会議及び委員会における議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して質問することができるものとする。

(資料及び説明の要求)

第 14 条 議会は、市長等が提案及び説明する政策について市民に分かりやすく説明するため、市長等に対し、必要に応じて次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

(1) 政策立案の背景及び提案に至るまでの経緯

(2) 他の地方公共団体の類似する政策等との比較

(3) 市民参加の実施の有無及びその内容

(4) 総合計画との整合性

(5) 財源措置と将来にわたる経費

(6) 関市健全な財政運営に関する条例（平成 24 年関市条例第 17 号）との整合性

2 議会は、予算及び決算の審査に当たって、市長等に対し、事業評価及び事業別の予算概要の資料の提出を求めるものとする。

(決議等の尊重)

第 15 条 市長等は、議会の会議において可決された決議、集約された意見等を最大限尊重するよう努めるものとする。

第5章 議会の運営

（議員間討議による合意形成）

第16条 議会は、政策立案、政策提言及び政策決定を積極的に行うため、合議制の機関であることを踏まえ、議員間で自由な討議を重ね、合意形成に努める。

（委員会による政策提言）

第17条 委員会は、事業評価及び決算審査の結果を踏まえて政策提言を行うものとする。この場合において、政策提言を行った政策に関する予算の確認及び評価結果の点検をし、その結果を次の政策提言に反映させるものとする。

第6章 議会の機能強化

（議会事務局）

第18条 議会は、政策形成能力の向上を図り、議会の活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法務機能の強化並びに組織体制の充実を図るものとする。

（議会図書室）

第19条 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室の図書及び資料の充実を図るとともに、適正な管理に努めるものとする。

（議員研修の充実強化）

第20条 議会は、議員の政策形成能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

（専門的知見の活用）

第21条 議会は、議案等の審査、本市の事務に関する監視及び評価、政策立案等に係る機能強化のために学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査の活用ができるものとする。

（危機管理）

第22条 議会は、災害及び感染症の蔓延等の緊急事態が発生したときは、市民の生命及び財産を保護し、並びに安心及び安全を確保するため、市長等と連携を図り、効果的かつ機動的な活動が実施できるよう議会の体制整備に努めるものとする。

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

（議員の政治倫理）

第 23 条 議員は、市民の代表として市政に携わる責務を有することを深く認識し、公正、誠実及び清廉を基本とした厳しい倫理意識に徹して活動しなければならない。

(議員定数)

第 24 条 議員定数は、関市議会議員定数条例（平成 22 年関市条例第 16 号）に定めるところによる。

2 議員定数は、議会の機能を確保するとともに、市民の多様な意見を市政に反映させることを基本とし、市政の現状、将来展望等を総合的に勘案して定めるものとする。

(議員報酬)

第 25 条 議員報酬は、関市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 42 年関市条例第 2 号）に定めるところによる。

2 委員会又は議員が議員報酬を改正する議案を提案するときは、市政の現状及び社会情勢を勘案した明確な改正理由を示すものとする。

(政務活動費)

第 26 条 会派又は議員は、市政に関する調査研究その他の活動に資するため、政務活動費を適正かつ有効に活用するものとする。

2 会派又は議員は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対して、その使途を説明する責任を負うものとする。

第 8 章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第 27 条 この条例は、議会及び議員の最高規範であり、議会に関する他の条例等を制定し、改正し、及び廃止する場合においては、この条例との整合を図らなければならない。

(検証及び見直し手続)

第 28 条 議会は、議会改革の継続的な取組を進めるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかどうか検証を行うものとする。

2 議会は、前項に規定する検証の結果に基づき、必要に応じて条例改正等の措置を講じるものとする。

第 9 章 雑則

(委任)

第 29 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和 6 年 10 月 15 日から施行する。